

国立市都市景観形成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説 明) 国立市まちづくり条例の施行に伴い、大規模開発事業に係る手続を追加し、及び国立市都市景観審議会の所掌事項を国立市まちづくり審議会に移行するため、条例の一部を改正するものである。

国立市都市景観形成条例の一部を改正する条例案

国立市都市景観形成条例（平成 10 年 3 月国立市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 25 条～第 29 条」を「第 25 条～第 30 条」に、「第 30 条」を「第 31 条」に、「第 31 条～第 35 条」を「第 32 条～第 36 条」に、「第 36 条」を「第 37 条」に、「第 37 条・第 38 条」を「第 38 条・第 39 条」に、

「第 4 章 顕彰及び助成（第 39 条・第 40 条）

第 5 章 国立市都市景観審議会（第 41 条～第 50 条）

第 6 章 雑則（第 51 条）

第 7 章 罰則（第 52 条・第 53 条）

「第 4 章 顕彰及び助成（第 40 条・第 41 条）

第 5 章 雑則（第 42 条）

第 6 章 罰則（第 43 条・第 44 条）

を

に改める。

第2条第6号中「第41条に定める国立市都市景観審議会」を「国立市まちづくり条例（平成28年3月国立市条例第8号）第55条に規定する国立市まちづくり審議会」に改める。

第5章を削る。

第40条第2号中「第38条第1項」を「第39条第1項」に改め、第4章中同条を第41条とし、第39条を第40条とする。

第38条第7項中「第6項」を「前項」に改め、第3章第2節中同条を第39条とし、第37条を第38条とする。

第3章第1節中第36条を第37条とする。

第2章第6節中第35条を第36条とし、第31条から第34条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第30条を第31条とする。

第2章第4節中第29条の次に次の1条を加える。

（大規模開発事業に係る事前協議）

第30条 国立市まちづくり条例第20条第1項に規定する大規模開発事業に該当する大規模行為を行おうとする者は、規則で定める事項を記載した当該大規模行為における景観に係る構想を提出して、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、第15条第1項又は第26条第1項の規定による届出の前であって、かつ、大規模行為の計画の変更が可能な時期に行うものとする。

3 第1項の規定による協議において、市長は、都市景観形成基本計画及び重点地区基準又は大規模行為景観形成基準に基づき必要な助言をすることができる。

4 市長は、前項の助言をしようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

5 市長は、第1項の規定による協議に係る大規模行為が規則で定める規模を超えるときは、審議会に報告し、意見を聴かななければならない。

第6章中第51条を第42条とし、同章を第5章とする。

第7章中第52条を第43条とし、第53条を第44条とし、同章を第6章とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第30条の規定は、この条例の施行の日以後に国立市まちづくり条例（平成28年3月国立市条例第8号）第21条第1項の規定による届出を行う大規模行為について適用する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第64号を削り、第65号を第64号とし、第66号から第72号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「第2条第15号から第69号まで」を「第2条第15号から第68号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第70号から第72号まで」を「第2条第69号から第71号まで」に改める。

別表第2中

「

まちづくり審議会委員	〃 9, 100円
都市景観審議会委員	〃 9, 100円

を

「

まちづくり審議会委員	〃 9, 100円
------------	-----------

に

」

改める。